

令和 7 年度文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業
B) 伝統的建造物群保存地区・史跡)

業務報告書

令和8年3月

一般社団法人創造遺産機構

自律的・持続的運営に向けた伴走型支援の実証

- **【伝建地区】萩浜崎** 支援対象団体：一般社団法人ハギノイエ、萩市、山口大学

自律的・持続的運営に向けた課題

- ・ まちづくりピークルによる分散型開発を進めるにあたり、当面の間は引き続き、事業スキームの設計、資金調達、運営体制の構築等について伴走支援が必要である。
- ・ 39戸が空き家（令和3年3月：萩市まちづくり検討・空き家活用調査設計業務委託報告書から時点更新）で、活用が考えられる物件はそのうち10戸。

今年度の成果

- ①第1期事業の遂行
 - ・ 第1期事業の3物件について工事着手を行い、2物件は今夏、残りの1物件は令和8年度中に完成予定である。
- ②次期事業構想の検討
 - ・ 空き家の現状把握と活用物件を洗い出し、関係者で協議を行った。
- ③萩市の基金造成
 - ・ 突発的に生じる空き家の取得・改修に係る資金需要への対応を図るため、萩市の基金を活用した制度の詳細設計等を支援した。
 - ・ 資金スキーム及び資金支援後の伴走方法（萩市→事業者）の検討を行った。
 - ・ 制度設計が完了後、庁内・議会等への対応を経て、令和8年度以降に制度開始が行われる予定である。

- **【史跡】斎宮** 支援対象団体：明和町、一般社団法人明和観光商社

自律的・持続的運営に向けた課題

- ・ 史跡活用にあたっては、様々な制限があり、エリア整備方針案について文化庁及び三重県との合意を形成することはできていない。

今年度の成果

- ① 明和観光商社がいつきのみや歴史体験館・いつき茶屋の指定管理者（令和7～9年度）に選定され、今年度からこれらの施設の運営を担うことになったことから、より積極的な史跡活用の取り組みが可能となった。
- ② 条件付き採択（取り消し候補）となった日本遺産「祈る皇女斎王のみやこ」の起死回生の策として、明和町日本遺産活用推進協議会に官民連携の事業推進組織となる「戦略企画部会」を設置。
- ③ 戦略企画部会が、史跡活用プログラム（いつきのみや歴史体験館の宿泊拠点化、平安食体験、祭事・祭具の復元、いつき茶屋の案内・販売拠点化、伊勢街道エリアの分散型開発等）を企画し、令和8年度「本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業(ACEプログラム)」（文化庁）の申請書として取りまとめた。

自律的・持続的運営に向けた事業スキーム

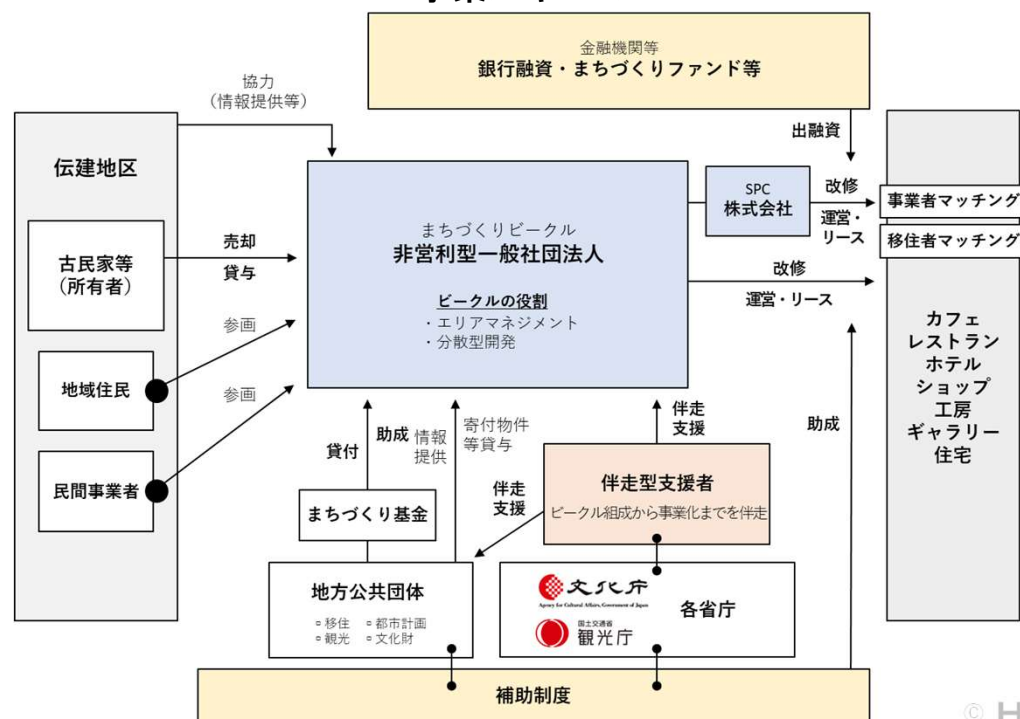
【伝建地区】

- ・ 地域内外の有志が中心となって「まちづくりビークル」を組成し、分散型開発を進める。
- ・ まちづくりビークルの組織形態は、取得した財産（物件、設備等）は準公共物として扱うことができる「非営利型一般社団法人」とすることが望ましい。
- ・ 突発的に生じる空き家の取得・改修に係る資金需要への対応を図るため、自治体の基金制度を活用した新たな資金スキームを構築することが有効である。

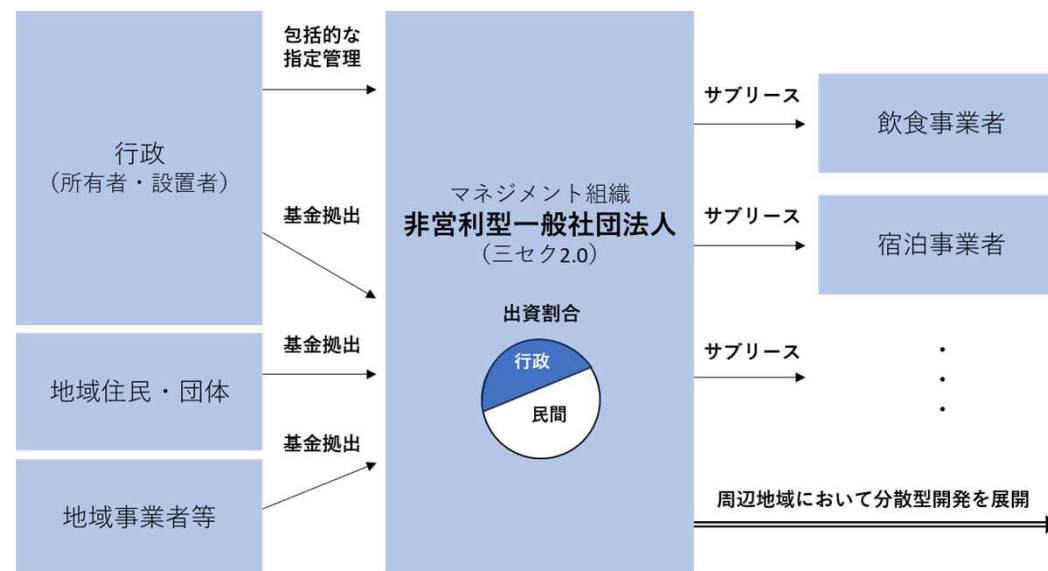
【史跡】

- ・ 史跡は、歴史上または学術上価値の高いものであり、我が国の歴史を知る上で欠かせない遺跡として、その保存が最優先されている。
- ・ このため、史跡を完全に民間事業者へ委ねた活用は、必ずしも適切とは言えず、一定のリスクを内包している。
- ・ 史跡の自律的・持続的運営にあたっては、民間の創意工夫や資金力を活かしつつも、行政が一定程度関与する枠組みを構築することが不可欠である。民間側がガバナンスする第三セクター（自治体側の出資割合を50%未満に抑えた 自治体出資法人、「三セク2.0」）を設立する方式が有効であると考えられる。

事業スキーム



官民連携スキーム



- これまでの実証を通じて、自律的・持続的運営に係る定義、理念と目指すべき姿を設定した。
- 総じて、伝建地区・史跡の自律的・持続的運営を達成するためには、「まちづくりビークル（文化的な開発事業者）」の存在が必要である。この事業体を主軸として、面的に文化財の活用（商業・産業活用を含む）を行い、地域で「文化と経済の好循環」を創出することが重要である。

自律的・持続的運営に係る指針

自律的・持続的運営の定義

地域に根ざしたまちづくりビークルが地域課題に主体的に向き合い、エリアの将来ビジョンを描いたうえで、面的に文化財の活用（商業・産業活用を含む）を行い、その収益により団体運営が成り立つとともに、地域全体において「文化と経済の好循環」が創出されている状態

文化財の商業・産業活用に係る理念と目指すべき姿

公開活用にとどまらず、文化財の歴史的背景や文化的価値を根幹に据えた活用を通じて、文化財を現代の暮らしや生業と結びつけ、「生きた文化財（Living Heritage）」として蘇らせることが重要である。こうして、文化財を商業・産業活用し、得られた収益を文化財の保全や地域の環境整備へ循環させる仕組みを構築する。

これらにより、地域経済の活性化といった経済的効果の創出はもとより、地域課題の解決にも寄与し、地域再生へとつながる循環型エコシステム（創造的循環）を実現することを目指す。